

落札された方へ（契約締結までの流れについて）

本日の入札にて落札されました次の契約につきまして、契約書は市が作成します。

契 約 件 名	令和8年度 市道廿里後川内線 法面伐採委託業務（2工区）
入 札 日	令和8年11月5日
発 注 課	建設課 補修係 担当者： 池牟禮 電話番号 0984-35-3724
契約締結日時	令和8年11月11日(水) 9:30
契約締結手続き場所	えびの市役所 財政課 入札・契約係(本庁3階) 電話0984-35-3716(財政課直通)
	郵送での手続きの場合(市外業者対象) 契約手続きは郵送でも対応可能です。 ただし、契約保証金の納付の必要な契約の場合は、契約保証金の納付の確認又は履行保証保険の保険証書等の原本提出などにより契約保証に関する確認を市が行えることが条件です。 郵送での手続きをご希望される場合は、<u>入札日の翌日の午前中までに</u>財政課 入札・契約係へご連絡ください。
契約保証金の準備	契約保証金の納付方法が決まりましたら、発注課へ電話で連絡してください。 ※連絡は、契約締結日の2日前までにお願いします。 ※契約保証に関する詳細は、裏面「契約保証について」を確認してください。
契約締結時に必要なもの	① 契約書に押印する印鑑 ※入札参加資格審査申請時に、「使用印」として届け出た印を使用してください。 ※入札書に使用した印とも同一の印となります。 ② 印紙（印紙の納税が必要な契約書のみ） ③ 契約保証金（入札時の条件で、契約保証金が免除と通知のある場合は不要）

《 契約手続きに関するお問い合わせ先 》

えびの市役所 財政課 入札・契約係

担当： 貴嶋 ・ 黒木

電話0984-35-3716(財政課直通)

契約保証について

落札者は、契約締結に際して契約保証金の納付が必要となります。
契約締結日までに次の要領により契約保証金の準備を行ってください。

◆ 契約保証金の納付の有無について

入札通知書「7. 契約保証金」の欄で確認してください。

(電子入札の場合)入札情報サービスに添付の「入札条件 5. 契約保証金」の欄で確認してください。

◆ 契約保証金額について

契約金額(税込額)の10%以上であること。

◆ 契約保証金納付方法の事前連絡(必須)

契約締結日の前々日までに発注課へ連絡してください。

◆ 契約保証金は以下の①から⑤のいずれかを選択し、納付してください。

① 現金での納付

納付書を発注課で発行します。契約締結手続きの際に納付書を受け取られましたら、市役所内の宮崎銀行窓口で納付し、領収書を市の契約担当者へお渡しください。領収書は、コピー後すぐにお返しいたします。

契約保証金額は、契約金額の1割以上となります。この保証金は、契約の履行が完了し市の検収後に返還いたします。原則契約金振込先と同じ口座に振り込みます。金利等は発生しません。

② 前払金保証事業会社(西日本建設業保証株式会社)の保証又は銀行等の金融機関の保証

次に掲げる機関が債務不履行時に請負代金額又は業務委託料の1割以上を市に支払うことを保証する旨の保証証書を発注課に提出してください。

前払金保証事業会社(西日本建設業保証株式会社)又は銀行、信託銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合

注:保証期間は、契約期間以上としてください。

③ 公共工事履行保証証券による保証

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券(請負代金額又は業務委託料の1割相当の保証)を発注課に提出してください。

注:保証期間は、契約期間以上としてください。

④ 履行保証保険契約による保証

損害保険会社との間で市を被保険者とする履行保証保険契約(請負代金額又は業務委託料1割相当の保険金)を締結し、その証券を発注課に提出してください。

注:保証期間は、契約期間以上としてください。

⑤ 有価証券等の提供

発注課から保管有価証券払込書を受け取り、えびの市財務規則第100条に規定する契約保証金の担保となる有価証券等(国債、地方債、政府保証債権、銀行等の支払保証等のある小切手又は手形等)を提供してください。

なお、それぞれの有価証券等の担保価値は、えびの市財務規則第101条に定められているので、保証額に不足のないよう注意してください。

えびの市財務規則抜粋

(入札保証金及び契約保証金に代る担保)

第100条 令第167条の7第2項(令第167条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定により市長が確実と認める担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債券
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (4) 定期預金債権
- (5) 契約担当者が確実と認める社債
- (6) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関等の保証

(入札保証金及び契約保証金に代わる担保の価値)

第101条 国債、地方債及び前条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
 - (2) 前条第1号及び第5号に定めるもの 額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
 - (3) 前条第2号に定めるもの 小切手金額
 - (4) 前条第3号に定めるもの 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
 - (5) 前条第4号に定めるもの 当該債権証書に記載された債権金額
 - (6) 前条第6号に定めるもの その保証する金額
- 2 前項第5号の定期預金債権を提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付ある書面を提出させなければならない。
- 3 第1項第6号の銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関等の保証を提供させるときは、当該保証を証明する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関等との間に保証契約を締結しなければならない。